

熊本県庁行政棟広告掲出事業募集要項

令和8年度(2026年度)の募集要項は、下記のとおり。

1 掲出物の規格、掲出場所、枠(セット)数、料金

(1) A0判・縦、横

縦：本館のロビー、大会議室前ホール

横：本館のエレベーターホール(地下1階、2階)

(2) B2判・縦

本館エレベーターホール(1階)、本館・新館のエレベーター内、トイレ洗面台横。

(3) A4判・縦横

本館・新館・防災センターのトイレ。

※(1)～(3)の枠(セット)数及び料金は「【別紙】枠(セット)数・料金一覧」のとおり

2 掲出期間

令和8年(2026年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日

3 申込期間

令和7年(2025年)12月1日～令和8年(2026年)2月5日 ※最終日17時必着

4 申込について

(1) 申込書類

① 申込書 ※県ホームページ(HP)からダウンロード可能。

② 広告の素案 ※様式は任意。原稿がある場合は原稿を提出。

③ 会社概要 ※パンフレット等の会社概要が確認できる資料を提出。

ただし、会社HPで確認できる場合は、確認先URLを明記すれば省略可。

④ 電子契約同意書兼メールアドレス確認書 ※電子契約を希望する場合のみ提出。

(2) 申込方法

持参・郵送・メールのいずれかで、「9 申込書類提出先・問い合わせ先」へ提出。

(3) 申込条件

1年間継続して広告を掲出いただける方。

(4) 掲出決定方法

・申込期間に届いた申込者の中から決定。

・申込の結果、同一掲出場所に上限枠(セット)以上の申込があった場合は、次の順番で決定。

ア) 優先順位による決定(申込枠数が多いものが優位)

イ) ア)で決しない場合は抽選による決定

・抽選は公開。

・抽選の実施は、対象の申込者へ募集申込締切後1週間以内にメールで通知。(参加は任意)

※詳細は別添「【別紙】掲出決定方法」のとおり

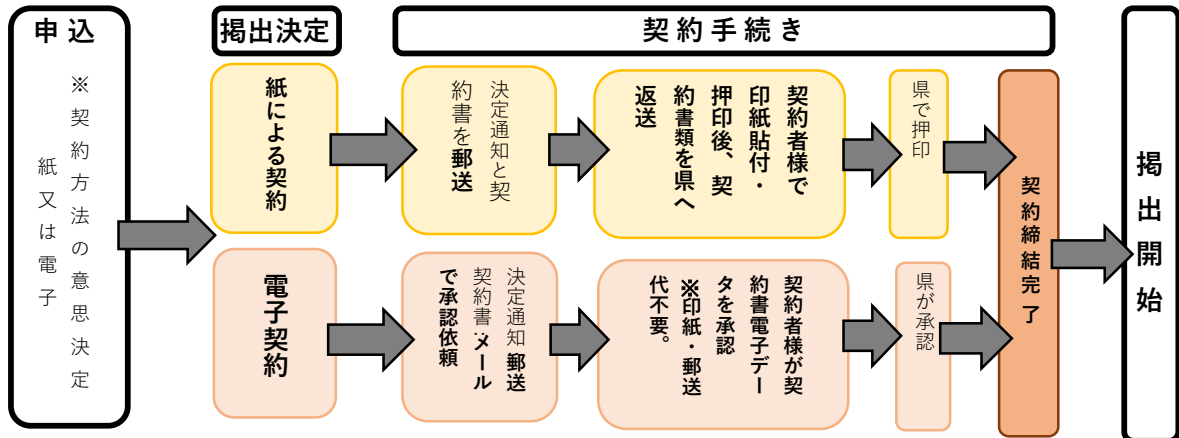
(5) その他

・決定者に対して、県から決定通知書及び契約書類を送付。

5 契約方法

- ・ 契約方法を「紙による契約」と「電子契約」のどちらか選択できます。
- ・ 希望する契約方法を申込書類「①申込書」で選択。
- ・ 電子契約を希望する場合は、申込書類「④電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出。

【参考 ※契約の流れ】



※ 契約方法の選択により、契約が不利につながるようなことはありません。

※ 契約書以外の関係書類（決定通知書、納入通知書、インボイス明細書）は従来通り郵送。

※ 電子契約の具体的な手続き詳細は、県 HP 「電子契約の導入について」（ホーム＞組織でさがす＞出納局＞会計課）を参照。

6 掲出物の掲出・撤去及び掲出期間中の注意事項（決定後）

(1) 掲出・撤去

① A0判・縦、A0・横、B2判・縦

- ・ A0判・横（本館地下1階、2階）は、A0の規格内であれば、異なる規格の複数枚掲出が可能。（例：B2規格・縦2枚）
- ・ 掲出用のフレームは県で準備し、掲出・撤去は県が実施。
- ・ 掲出物は指定される日までに「9 申込書類提出先・問い合わせ先」へ提出。

② A4判・縦横

- ・ A4の規格内であれば、フレームに入れる、ラミネートする等、掲出の形態は自由。
- ・ 掲出物のための資材（フレームやテープ等）は、原則、契約者において準備。
- ・ 県職員の立ち合いのもと契約者で掲出・撤去・原状回復を行っていただきます。

※使用するテープ類は掲出物の荷重に耐えられるもの、かつ施設に傷や痕が残らないものとしてください。なお、掲出面にフック等はありません。

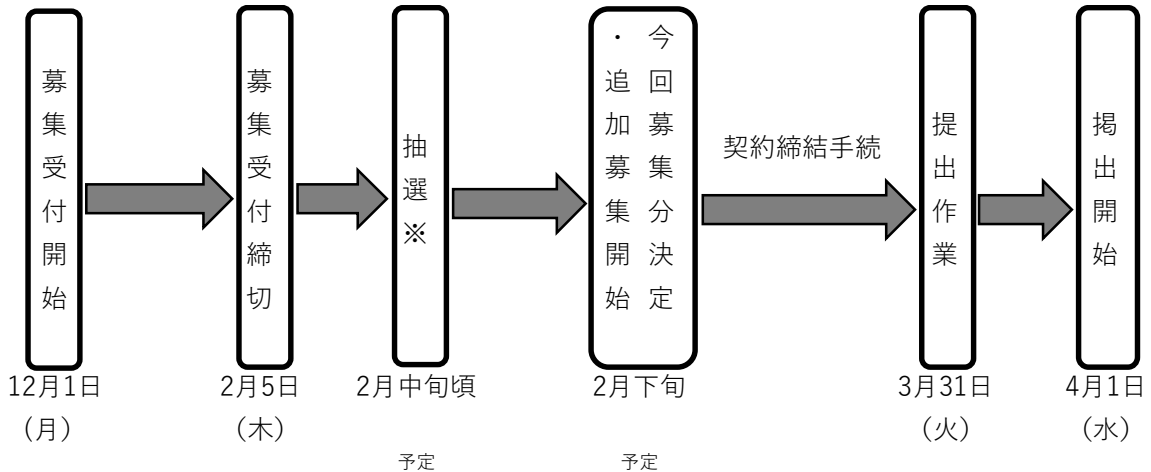
※なお、来庁困難等の事情がある場合は、御相談のうえ掲出物及び掲出のための資材の事前送付いただくことで県職員が対応します。この場合、掲出日が確約できないこと、また作業時に掲出物及び掲出のための資材の破損に対し県は責任を負わないことを予め御了承ください。

※本県へ連絡のない掲出物、規定枚数以上の掲出等の違反を見つけた場合は、予告なく撤去します。

(2) 掲出中の管理

- ・ 掲出中の掲出物の破損等について、県は責任を負いません。予め御了承ください。

7 募集スケジュール（参考）



※「抽選」は実施しないことがあります。募集受付締切以降の正確な日程は、県から送付される通知で確認してください。

8 その他

- ・ 申し込みは、「熊本県広告活用事業実施要綱」、「熊本県庁行政棟広告掲出事業実施要領」、「熊本県本庁舎広告掲載審査基準」の内容を御承知のうえ、行ってください。
- ・ 広告掲出料は、契約締結後、全期間分を納付書により一括で請求。
- ・ 掲出期間中は、原則、同一広告を 1 か月以上掲出した後、月単位で掲出物の変更が可能。ただし、事前審査が必要。
- ・ 掲出期間終了日から 1 か月間引き取りがない掲出物は、県において廃棄。
- ・ 本募集終了後、空きがある場合は、追加募集（先着順）を実施。県ホームページにてお知らせします。

なお、A 0・横（本館地下1階、2階）に空きがある場合は、同一場所でB 2判・縦の募集を併せて実施。

9 申込書類提出先・問い合わせ先

【郵 送 先】〒862-8570 （県庁専用番号のため住所の記載は不要）

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

【持込場所】 熊本県庁行政棟本館 2 階 財産経営課

【 メール 】 zaisankeiei@pref.kumamoto.lg.jp

【問合せ先】 TEL 096-333-2090 / メールは申込書類提出先と同じ

※熊本県庁 財産経営課 総務調整班 担当：杉山 宛

【 県HP 】 <http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/10/179344.html>

QRコード →



【別紙】枠（セット）数・料金一覧

(1) A 0 判・縦 (No.1, 2)、横 (No.3, 4)

掲 出 場 所			枠数	料金（税込）	
				月額	年額
1	ロビー	本館 1 階	2 枠	13,200 円/枠	158,400 円/枠
2	大会議室前ホール	本館地下 1 階	4 枠	11,000 円/枠	132,000 円/枠
3※	エレベーターホール	本館地下 1 階	4 枠	8,800 円/枠	105,600 円/枠
4※		本館 2 階	4 枠	6,600 円/枠	79,200 円/枠

※A 0 規格内であれば、異なる規格の組合せも可。（1 枠内に B 2 判・縦を 2 枚）

(2) B 2 判・縦

掲 出 場 所			枠数	料金（税込）	
				月額	年額
5	エレベーターホール	本館 1 階	10 枠	13,200 円/枠	158,400 円/枠
6	エレベーター内	本館	6 枠	8,800 円/枠	105,600 円/枠
7		新館	4 枠	6,600 円/枠	79,200 円/枠
8	男子トイレ壁面 （洗面台横）	本館 1 階	2 枠	2,200 円/枠	26,400 円/枠
9		本館地下 1 階	2 枠	2,200 円/枠	26,400 円/枠
10	女子トイレ壁面 （洗面台横）	本館 1 階	2 枠	2,200 円/枠	26,400 円/枠
11		本館地下 1 階	2 枠	2,200 円/枠	26,400 円/枠

(3) A 4 判・縦横

掲 出 場 所			セット数 （内訳）	料金（税込）	
				月額	年額
12	男子トイレ個室 （内側）※	本館 1 階、本館地下 1 階	1（8 枠）	4,400 円/セット	52,800 円/セット
13		新館 1 階、新館地下 1 階	1（6 枠）	3,300 円/セット	39,600 円/セット
14		本館 2 階、4 階、8 階、9 階	1（12 枠）	3,630 円/セット	43,560 円/セット
15		本館 3 階、11 階、12 階、13 階	1（12 枠）	3,630 円/セット	43,560 円/セット
16		本館 6 階、7 階、10 階	1（9 枠）	3,630 円/セット	43,560 円/セット
17	女子トイレ個室 （内側）※	本館 1 階、本館地下 1 階	1（9 枠）	4,950 円/セット	59,400 円/セット
18		新館 1 階、新館地下 1 階	1（8 枠）	4,400 円/セット	52,800 円/セット
19		本館 2 階、4 階、8 階、9 階	1（12 枠）	3,630 円/セット	43,560 円/セット
20		本館 3 階、11 階、12 階、13 階	1（12 枠）	3,630 円/セット	43,560 円/セット
21		本館 6 階、7 階、10 階	1（9 枠）	3,630 円/セット	43,560 円/セット
22	男子トイレ壁面 （小便器上部）※	本館 1 階、本館地下 1 階	1（12 枠）	6,600 円/セット	79,200 円/セット
23		新館 1 階、新館地下 1 階	1（8 枠）	4,400 円/セット	52,800 円/セット
24		本館 2 階、4 階、8 階、9 階	1（16 枠）	4,840 円/セット	58,080 円/セット
25		本館 3 階、11 階、12 階、13 階	1（16 枠）	4,840 円/セット	58,080 円/セット
26		本館 6 階、7 階、10 階	1（12 枠）	4,840 円/セット	58,080 円/セット
27	男女トイレ個室（内側） 男子トイレ壁面（小便器上部）	防災センター 1 階	1（8 枠）	3,300 円/セット	39,600 円/セット

※ 本館 2～13 階は職員フロアで、職員数が同程度となるよう次の 3 つに組み合わせています。

【A】本館 2、4、8、9 階 【B】本館 3、11、12、13 階 【C】本館 6、7、10 階

該当階の全枠（枠数は内訳参照）をセットで契約いただきます。

※ 具体的な掲出場所については、別添「位置図」「写真・配置図」をご確認ください。

【別紙】掲出決定方法

1 基本的な考え方

- (1) 申込事業者の機会均等を図るため、各事業者への1枠割り当てを基本とする。
 - (2) 各事業者への2枠目以降の割り当ては、申込枠数の多い事業者を優先する。
- ※抽選の場合、予備抽選の順番は、申込枠数が多い者（同一の場合申込順）からとする。

2 具体的な決定方法

【例1：枠数より申込事業者が少ない場合】

「本館1階エレベーターホール（10枠）」に対して、8者（A～H）12枠の申し込みがあった場合

申込みの内訳： A者2枠、B者1枠、C者1枠、D者3枠、E者1枠、F者1枠、G者2枠、H者1枠

優先順位の並び： 1位 D者3枠
 2位 A者、G者2枠 ※同列
 3 B者、C者、E者、F者、H者1枠

1
基本

決定過程①

各者1枠ずつ割り当て。

D者1枠、A者1枠、G者1枠、B者1枠
 C者1枠、E者1枠、F者1枠、H者1枠

8枠決定

2
優先順位による決定

決定過程②

残2枠を申込枠の一番多い事業者から割り当て。

D者3枠申込 → **9枠決定**

決定過程③

残1枠を二番目に申込枠の多かった事業者から割り当て（抽選）。

A者 or G者 → **10枠決定**

※具体的な抽選の実施方法は「3」を参照

【決定結果】

		募集枠数 10								
		A	B	C	D	E	F	G	H	
優先順位		2	3	3	1	3	3	2	3	
1		○	○	○	○	○	○	○	○	
2					○					
3		×						○		
申込枠数		2	1	1	3	1	1	2	1	12
抽選せず決定		1	1	1	2	1	1	1	1	9
抽選後決定		0						1		1

凡例

○	= 決定
○	= 決定（優先）
○	= 決定（抽選）
×	= 決定せず（抽選）

【例2：枠より申込が少ない場合】

「本館1階エレベーターホール（10枠）」に対して、5者（A～E）8枠の申し込みがあった場合
 申込みの内訳：A者2枠、B者1、C者1、D者3枠、E者1枠

1
基本

決定過程①

各者に1枠割り当て

A者1枠、B者1枠、C者1枠、D者1枠、E者1枠 → **5枠決定**

2
優先順位による決定

決定過程②

残3枠を申込の一番多い事業者から割り当て

D者1枠 → **6枠決定**

決定過程③

残2枠を二番目に申込の多い事業者から割り当て

A者1枠 → **7枠決定**

決定過程④

（再）残1枠を申込の一番多い事業者から割り当て

D者1枠 → **8枠決定**

【決定結果】

優先順位

募集枠数		10				
	A	B	C	D	E	
	2	3	3	1	3	
1	○	○	○	○	○	
2				○		
3	○					
4				○		

凡例

○ = 決定

○ = 決定（優先）

申込枠数

2 1 1 3 1 8

抽選せず決定

2 1 1 3 1 8

抽選後決定

0

【例3：枠より申込者が多い場合】

「本館1階エレベーターホール（10枠）」に対して、14者（A～N）119枠の申し込みがあった場合

申込みの内訳：A者10枠、B者2枠、C者5枠、D者10枠、E者10枠、F者10枠、G者10枠、H者10枠、I者10枠、J者10枠、K者2枠、L者10枠、M者10枠、N者10枠

優先順位の並び：1位 A者、D者、E者、F者、G者、H者、I者、J者、L者、M者、N者 } 10枠 ※同列

2位 C者5枠

3位 B者、K者2枠 ※同列

（ただし、10者を超えるため、優先順位による決定はない）

1
基本

決定過程①

10枠に対し、申込が14事業者で枠数を超過するため、決定できない。

2
抽選による
決定

決定過程②

全申込者から抽選で割り当てる。

A者 or B者 or C者 or D者 or E者 or F者 or G者
or H者 or I者 or J者 or K者 or L者 or M者 or N者 } 10枠決定

※具体的な抽選の実施方法は「2」を参照

【決定結果】

	募集枠数 10													凡例	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	○ = 決定
優先順位	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	× = 決定（抽選）
申込枠数	10	2	5	10	10	10	10	10	10	10	2	10	10	10	
抽選せず決定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
抽選後決定	1	0	1	1	1	1	0	1	1	0	1	0	1	1	10

○ = 決定
× = 決定（抽選）

3 抽選手順

(1) 抽選方法

棒くじ。

(2) くじの順番

① 予備くじ：枠決定の②本くじを引く順番を決める。

引く順番は、申込枠数の多い者から、同数同士は申し込み順。

② 本くじ：枠の決定

(3) 決定基準

引いたくじのうち、数字の若い番号から決定。

例) A者が3、G者が6を引いた場合、番号が若い数字の3を引いたA者に決定。

(4) その他

- ・抽選への参加は任意。
- ・当日抽選会場に来場し、申込者が希望をした場合は、申込者にくじを引いてもらいます。
- ・当日欠席、または申込者が希望しない場合は、県職員が代理で引きます。